

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
八尾警察署	<p>工事により撤去した下記の公有財産（工作物）について、公有財産台帳の登録から除却までの手続が行われていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="516 562 1222 695"> <thead> <tr> <th>財産名称</th> <th>種目</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バリカー</td> <td>雑工作物</td> <td>3本</td> </tr> </tbody> </table>	財産名称	種目	数量	バリカー	雑工作物	3本	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載されたい。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 （台帳の取得登録） 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。（以下略） （台帳価格） 第12条 （5）売却、撤去等で財産の滅失が生じた場合は、次の各号に掲げるとおり、取得価額を減額（以下「除却」という。）する。 ア 台帳に登録のある一財産単位で滅失した場合 登録されている取得価額を除却する。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、公有財産台帳へ修正登録を行った。 今後は、担当者だけでなく幹部のチェック体制を強化し、大阪府公有財産台帳等処理要領等に基づき、適正な事務処理を行っていく。</p>
財産名称	種目	数量							
バリカー	雑工作物	3本							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）